

戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の改定方針

1 計画改定の考え方

(1) 改定の趣旨

2020（令和2）年度をもって、現行の環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画が計画期間を終えることから、次期の計画に向けた計画改定を行うものです。

さらには、環境問題をめぐる国内外の社会動向や経済情勢の変化が急であること、ここ数年の気象に見られるように地球温暖化の影響が現実のものとなりつつあり、そのリスクに対応する気候変動適応策が求められていること、プラスチックごみや食品ロスの問題が注目されていることなど、新たな状況への対応を図るものです。理念的な部分においても、持続可能な社会のために実現すべきゴールとされるSDGsが世界的に広がっていることを踏まえて、市の環境行政の面からのアプローチを示します。

(2) 改定の要点

計画改定の要点は次の通りです。

- 環境政策の効率的・効果的な展開に向けて、同時期に策定を行う第5次戸田市総合振興計画との整合、連携を強く図ります。
- 一般廃棄物処理基本計画や緑の基本計画、都市マスタープランなど、関連する計画との整合、連携を図ります。
- 現行計画の進捗や成果を踏まえ、取組や指標・目標、進行管理の見直しを行います。
- 世界的に新たな段階に入った地球温暖化・気候変動対策について、国内外の動向や社会情勢への対応を図ります。また、環境基本計画に地球温暖化対策実行計画（区域施策編及び事務事業編）を包括することにより、効率的・効果的な推進と進行管理を図るものとします。
- 温室効果ガスの削減は、国全体の取組と地域の取組が連携して進めるものであることから、削減目標については、国の地球温暖化対策計画を基本として、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（2020（令和2）年3月策定）や本市の特性を踏まえながら検討、設定を行います。
- 地域気候変動適応計画は、気候変動適応法第12条において、地方自治体における策定を努力義務とされていることから、必要な施策を環境基本計画に盛り込み、包括します。気候変動のリスクマネジメントに係る施策は、既に防災や衛生など他の分野で取り組んでいるものであることから、整合と連携を図ります。
- SDGs（持続可能な開発目標）について、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画との関連を明らかにすることにより、それらのゴールに向かう姿勢や取組を示します。

- ▶ 食品ロスの削減の推進に関する法律が地方自治体における策定を努力義務としている食品ロス削減推進計画について、国・県の動向を踏まえ、環境基本計画の中に位置づけることを検討します。
- ▶ 計画の推進には、市民・事業者・市の協働が必要不可欠であることから、できるだけ多くの人に読みやすくわかりやすい計画となるよう努めます。

(3) 計画の期間

環境に関する計画は、長期的視野に立つことが重要であり、SDGs 及び第5次総合振興計画の期間等を踏まえ、令和12年度（2030年度）までとします。なお、本市を取り巻く環境や社会情勢等の変化、各施策の進捗状況等に応じて、5年を目安に見直しを行うこととします。

2 計画改定の体制

計画改定にあたっては、市民・事業者との意見交換や戸田市環境審議会で審議を行うとともに、庁内組織において検討を進めます。また、進捗状況や計画案を議会へ報告します。

(1) 市民参加

① アンケート

2019（令和元）年度に、市民1,500人、事業者300者を対象として、環境に関するアンケートを行いました。得られた結果を、環境像や取組内容の検討、目標設定等に活用していきます。【資料③参照】

② 戸田市第5次総合振興計画協働会議

戸田市第5次総合振興計画の策定に当たり、市民・議会・行政の三者が一堂に会して話し合う協働会議を開催しました。協働会議での意見を計画改定に活用していきます。

③ 戸田市地球温暖化対策地域協議会

市民・事業者等で構成され、地域における地球温暖化対策を推進する組織である戸田市地球温暖化対策地域協議会において、意見交換を行いながら計画改定を進めていきます。

④ とだ環境ネットワーク

出会いと協力の出発点である「とだ環境ネットワーク」に参加する市民・団体から意見を聴き、計画改定に活用していきます。

⑤ 計画改定の状況についての情報提供

ホームページ等を活用し、計画改定の状況について情報提供を行います。

⑥ 環境審議会による審議

市民・事業者・知識経験者などにより構成される環境審議会において、計画の骨子や計画素案などについて審議又は意見聴取を行います。

⑦ パブリック・コメント

次期環境基本計画（素案）について、パブリック・コメントを実施し、市民からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対する市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮し計画改定を行います。

(2) 市議会への報告

計画改定の進捗状況や計画案について、市議会（市民生活常任委員会）において報告します。

(3) 庁内組織における検討

① 戸田市環境に関する基本的な計画策定委員会

環境経済部長、環境経済部次長及び関係所属長で構成される戸田市の環境に関する基本的な計画策定委員会において、計画改定における重要事項及び計画内容について審議します。

② 庁議

市長、副市長、教育長及び各部局長で構成される庁議において、計画案を報告します。

3 計画改定に係る環境審議会のスケジュール

計画改定に係る環境審議会の開催は全4回を予定しており、主な審議事項については次の内容を予定しています。なお、審議会の開催時期及び回数、審議内容等については、変更となる場合があります。

第1回 6月上旬 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none">・ 戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の改定方針について・ 戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画について・ 国・県・市の取組の現状について・ 戸田市環境に関するアンケート結果について
第2回 8月頃	<ul style="list-style-type: none">・ 計画の骨子（案）について・ 施策体系・概要等について・ 温室効果ガスの算定方法や温室効果ガス削減に係る長期目標等について
第3回 10月頃	<ul style="list-style-type: none">・ 次期環境基本計画（素案）について
第4回 2月頃	<ul style="list-style-type: none">・ パブリック・コメントの報告について・ 次期環境基本計画（案）について

【計画改定に係る全体スケジュール】

計画改定のためのスケジュールは次のとおりとします。

なお、スケジュールは今後の検討内容により変更が生じる場合があります。

